

証券コード 9240
2023年10月12日

株 主 各 位

東京都港区赤坂九丁目7番1号
ミッドタウン・タワー23階
株式会社デリバリーコンサルティング
代表取締役CEO 阪口琢夫

第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.deliv.co.jp/ir/generalmeeting>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「デリバリーコンサルティング」又は「コード」に当社証券コード「9240」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年10月26日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

- | | | |
|--------------------------------|---------|---|
| 1. 日 | 時 | 2023年10月27日（金曜日）午後1時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区港南一丁目6番41号
芝浦クリスタル品川 3F
フクラシア品川クリスタル（港南） 会議室G
(昨年と同じ施設ですが、階及び会場が異なりますので、
末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないよう
ご注意ください。) |
| 3. 目 的 事 項 | 報 告 事 項 | 1. 第21期（2022年8月1日から2023年7月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第21期（2022年8月1日から2023年7月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | 議 案 | 当社取締役（社外取締役を除く。）に対する
譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬決定の件 |
| 4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内） | | (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
(2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。 |

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

## 株主総会参考書類

**議案** 当社取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬決定の件

当社の取締役の金銭報酬の額は、2020年10月28日開催の第18期定時株主総会において、年額300,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）としてご承認をいただいております。

今般、当社は役員報酬制度の見直しを行うこととし、当社取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、当社企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、中長期的な企業価値向上に向けた取り組みや株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、既存の報酬枠とは別枠で、以下のとおり譲渡制限付株式報酬制度を導入することといたし、ご承認をお願いしたく存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は、金銭報酬債権といたします。対象取締役に支給する本制度に係る金銭報酬債権の総額は、年額40,000千円以内といたします。また、対象取締役は、取締役会決議に基づき、本制度により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分（以下「交付」という。）を受けるものとし、これにより交付される当社の普通株式の総数は、年80,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当てを含む株式分割又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）といたします。

また、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

本制度は、以下の「本制度の概要」に記載のとおり上記の目的に沿うよう設計されているため、その内容は相当なものであると考えております。

なお、本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終了後の取締役会において、取締役の報酬等の内容に係る決定方針を変更することを予定しております。本報酬制度改定は、当該変更後の方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるために必要かつ相当な内容であると判断しております。

また、現在の取締役の員数は6名ですが、本制度の対象となる取締役は4名となります。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、報酬委員会での諮問を経た上で、取締役会において決定することといたします。

### 【本制度の概要】

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を付与するために金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を交付し、かつ、交付した株式に一定期間の譲渡制限を付した上でこれを保有させるものです。

本制度に基づく当社の普通株式の交付に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

#### 1. 譲渡制限期間

対象取締役は、本譲渡制限付株式の払込期日から当社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位も喪失するまでの期間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割り当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

#### 2. 譲渡制限の解除

対象取締役が譲渡制限期間の開始日以降、1年が経過する日までの期間（以下「役務提供期間」という。）継続して当社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、そのすべての株式について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

#### 3. 本割当株式の無償取得

対象取締役が役務提供期間満了前に当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、上記2. の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### 4. 組織再編等における取扱い

上記1. の定めに関わらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除することができるものとする。

#### 5. その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以上

# 事業報告

(2022年8月1日から)  
(2023年7月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症による影響も徐々に緩和され経済活動正常化への動きが活発であったものの、エネルギー料金を中心とした国内物価の上昇が続いており、また世界的な金融引き締めにより景気後退が懸念されるなど、景気の先行きは依然として不透明感が拭えないまま推移いたしました。

このような状況のなか、当社グループのデジタルトランスフォーメーション事業は、クライアントのデジタルプラットフォーム構築のハブとなるDXパートナーとして、高い技術知見によってクラウド、AI（人工知能）やRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）など先端技術を活用し、クライアントのビジネスモデル変革や新たなサービス開発に最適なシステム像を描き、クライアントの企業価値の最大化に貢献してまいりました。当社グループを取り巻く環境としましては、昨年中から第1四半期連結会計期間にかけて国内で急速に円安が進んだことから、DX業界でも顧客の技術開発投資に緊縮の動きがみられました。また、当連結会計年度より人材確保を目的として給与水準を高めたこと、優秀な人材獲得を進めたため採用費が増加したことなどにより、利益面は前期の値を下回りました。採用面では、IT業界で人材不足が大きな課題となる中、おおむね採用計画どおり人材を確保できております。

その結果、当連結会計年度における経営成績については、売上高は2,190,968千円（前期比2.8%増）、営業利益は52,337千円（前期比85.2%減）、経常利益は52,784千円（前期比85.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は28,822千円（前期比88.0%減）となりました。

事業部門別の販売実績を示すと次のとおりです。なお、当該事業部門別の数値は、当社グループが提供するデジタルマイグレーション、データストラテジー及びインテリジェントオートメーションの3つのサービス及びソリューション別の販売実績とは異なるものですので、この点にご留意ください。

販売高 (千円)

| 事業部門等の名称                                    | 前連結会計年度<br>(自 2021年8月1日<br>至 2022年7月31日) | 当連結会計年度<br>(自 2022年8月1日<br>至 2023年7月31日) |
|---------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------|
| デジタルマイグレーション事業部                             | 1,239,773                                | 1,279,110                                |
| データストラテジー事業部                                | 506,681                                  | 457,873                                  |
| インテリジェントオートメーション事業部                         | 267,390                                  | 259,623                                  |
| Delivery International Thai Co., Ltd. (子会社) | 118,004                                  | 131,680                                  |
| その他                                         | —                                        | 62,681                                   |
| 合計                                          | 2,131,849                                | 2,190,968                                |

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、68,503千円です。その主なものは、受託開発・運用保守業務やコンサルティング業務のためのITハードウェア機器の取得8,341千円並びに本社新オフィス内部造作の57,535千円であります。

## ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                                  | 第 18 期<br>(2020年 7 月期) | 第 19 期<br>(2021年 7 月期) | 第 20 期<br>(2022年 7 月期) | 第 21 期<br>(当連結会計年度)<br>(2023年 7 月期) |
|--------------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 売 上 高(千円)                            | 1,509,152              | 1,790,175              | 2,131,849              | 2,190,968                           |
| 経 常 利 益(千円)                          | 126,200                | 266,871                | 359,472                | 52,784                              |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属<br>す る 当 期 純 利 益(千円) | 114,570                | 184,503                | 241,173                | 28,822                              |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)              | 31.35                  | 47.48                  | 51.92                  | 6.17                                |
| 総 資 産(千円)                            | 650,685                | 1,130,981              | 1,380,927              | 1,318,871                           |
| 純 資 産(千円)                            | 171,216                | 559,825                | 903,298                | 933,772                             |
| 1 株 当 た り 純 資 産 (円)                  | 46.00                  | 123.19                 | 193.27                 | 199.23                              |

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により、小数点第3位を四捨五入して表示しております。
2. 当社は2021年4月2日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。第18期の期首にこれらの株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第20期の期首から適用しており、第20期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                     | 第 18 期<br>(2020年7月期) | 第 19 期<br>(2021年7月期) | 第 20 期<br>(2022年7月期) | 第 21 期<br>(当事業年度)<br>(2023年7月期) |
|-------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(千円)               | 1,394,510            | 1,677,998            | 2,013,845            | 2,059,288                       |
| 経 常 利 益(千円)             | 119,075              | 265,520              | 357,661              | 54,721                          |
| 当 期 純 利 益(千円)           | 113,568              | 183,714              | 239,418              | 23,540                          |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円) | 31.08                | 47.28                | 51.54                | 5.04                            |
| 総 資 産 (千円)              | 634,919              | 1,131,871            | 1,380,453            | 1,313,450                       |
| 純 資 産 (千円)              | 179,635              | 567,450              | 908,978              | 934,076                         |
| 1 株 当 た り 純 資 産 (円)     | 48.31                | 124.87               | 194.49               | 199.29                          |

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

2. 当社は2021年4月2日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。第18期の期首にこれらの株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第20期の期首から適用しており、第20期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                                    | 資 本 金          | 当社の<br>議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容      |
|------------------------------------------|----------------|--------------|--------------------|
| Delivery International<br>Thai Co., Ltd. | 4,000,000タイバーツ | 99.95%       | デジタルトランスフォーメーション事業 |

#### (4) 対処すべき課題

##### ① 最先端IT技術への対応

これまでIT業界はIoT、ビッグデータ、AIといった新たな技術により発展を遂げてきました。IT技術の進化は現在も急速に進んでおり、IT技術をどのように使ってクライアント企業のビジネスを高度化していくかということがこれまで以上に重要になってきております。当社グループでは、最先端IT技術の発掘に取り組むとともに、それらに対する理解を深め、活用方法を日々研究しております。また、最先端技術と既存技術との融合も視野に入れることで、これまで不可能とされていた技術への挑戦を行い、より付加価値の高いサービスの提供を目指しております。

##### ② 市場変化への対応

IT業界は、今後も技術革新や新たなサービスモデル等により、既存サービス・製品の陳腐化、代替サービス、類似サービスの登場により競争の変化が起こると考えられます。これらの変化に対応するために、市場動向を把握し、クライアント企業にとって最適なソリューションを提供し続けられるよう努めております。今後も市場のニーズを先取りしたサービス・製品を開発し、市場の変化に対応していくため、組織体制及び経営体制の強化を継続的に行ってまいります。

##### ③ 当社及び当社サービスの認知度向上

当社グループは、最新のIT技術を活用したサービス及び製品を提供しており、事業の拡大に向けて、より多くの方に安心してサービス・製品を利用していただけるよう、当社グループ及び当社グループのサービス・製品の知名度や信頼を向上させることが重要であると認識しております。当社グループは引き続き高品質のサービス・製品の提供を通じて、信頼の獲得に努めるほか、プロモーション活動の強化にも努め、認知度向上を図ってまいります。

##### ④ 優秀な人材確保と組織体制の強化

当社グループは、継続的に事業拡大を行うために、優秀な人材を十分に確保することが課題と考えております。今後は、高い専門性を有した人材を育成することで、市場の変化に耐えうる組織基盤を構築する考えであります。

そのため、新卒採用の強化と経験者の中途採用を継続的に行うと同時に、社内外の研修など教育制度を整備し、同時に人事評価制度の改善や、イノベーションを奨励する労働環境をすることで従業員のモチベーションを高め、優秀な人材の確保と定着を促進していく方針であります。

⑤ 内部管理体制の強化

当社グループでは、企業価値最大化のため、業務の拡大に合わせて内部管理体制を強化することが必要であると認識しております。今後も、財務分析の強化、リスク管理の徹底等、健全な企業経営に必要な体制を強化するよう取り組んでまいります。

⑥ 財務体質の健全化

当社グループでは、効率的な経営を推進するために、収益力の維持・向上を図るとともに、自己資本比率を高める財務体質の改善が重要であると認識しており、キャッシュ・フローの向上及び借入金の圧縮に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年7月31日現在)

当社グループは、デジタルトランスフォーメーション事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載をしておりません。

| 事業区分               | 事業内容                                                |
|--------------------|-----------------------------------------------------|
| デジタルトランスフォーメーション事業 | デジタルマイグレーションサービス、データストラテジーサービス、インテリジェントオートメーションサービス |

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年7月31日現在)

① 当社

|    |                     |
|----|---------------------|
| 本社 | 東京都港区赤坂             |
| 支店 | 福岡事務所 (福岡県福岡市中央区天神) |

(注) 本社は2022年12月5日に東京都港区高輪から移転いたしました。

② 子会社

|                                       |                  |
|---------------------------------------|------------------|
| Delivery International Thai Co., Ltd. | 本社 (タイ王国チョンブリー県) |
|---------------------------------------|------------------|

(7) 従業員の状況 (2023年7月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

| 事業区分               | 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|--------------------|------|-------------|
| デジタルトランスフォーメーション事業 | 150名 | 21名増        |
| 全社（共通）             | 12   | 2名増         |
| 合計                 | 162  | 23名増        |

(注) 「全社（共通）」として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 142名 | 22名増      | 36.8歳 | 4.57年  |

(注) 従業員の増加の主な理由は、業容拡大にともなう採用によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年7月31日現在)

| 借入先          | 借入額      |
|--------------|----------|
| 株式会社きらぼし銀行   | 46,645千円 |
| 株式会社りそな銀行    | 25,814千円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 7,000千円  |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2023年7月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 17,500,000株
- ② 発行済株式の総数 4,680,600株
- ③ 株主数 1,571名
- ④ 大株主 (上位10名)

| 株主名                       | 持株数     | 持株比率   |
|---------------------------|---------|--------|
| 阪 口 琢 夫                   | 1,645千株 | 35.15% |
| 株 式 会 社 メ デ ィ ア シ ー ク     | 869     | 18.57  |
| M F ア セ ッ ト 株 式 会 社       | 520     | 11.11  |
| ト ラ ン ス ・ コ ス モ ス 株 式 会 社 | 361     | 7.73   |
| J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社   | 81      | 1.74   |
| 花 嶋 駿                     | 58      | 1.26   |
| 平 井 美 穂 子                 | 50      | 1.07   |
| a u カ ブ コ ム 証 券 株 式 会 社   | 39      | 0.85   |
| 松 原 利 光                   | 30      | 0.64   |
| 株 式 会 社 S B I 証 券         | 30      | 0.64   |

(注) 持株比率は、自己株式 (76株) を控除して計算しております。

### (2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### (3) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                                            |                     | 第 5 回 新 株 予 約 権                    |          | 第 6 回 新 株 予 約 権                                                                                                                         |         |
|--------------------------------------------|---------------------|------------------------------------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 発 行 決 議 日                                  |                     | 2018年2月2日                          |          | 2018年2月2日                                                                                                                               |         |
| 新 株 予 約 権 の 数                              |                     | 5,160個                             |          | 900個                                                                                                                                    |         |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数         |                     | 普通株式 516,000株<br>(新株予約権1個につき 100株) |          | 普通株式 90,000株<br>(新株予約権1個につき 100株)                                                                                                       |         |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                        |                     | 新株予約権1個当たり250円                     |          | 新株予約権と引換えに払込は要しない                                                                                                                       |         |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 |                     | 新株予約権1個当たり 10,000円<br>(1株当たり 100円) |          | 新株予約権1個当たり 10,000円<br>(1株当たり 100円)                                                                                                      |         |
| 権 利 行 使 期 間                                |                     | 2018年2月5日から<br>2028年2月4日まで         |          | 2020年2月6日から<br>2028年1月5日まで                                                                                                              |         |
| 行 使 の 条 件                                  |                     | (注)                                |          | ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役の地位を有していなければならない。<br>②当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場されていないと認めなければならない。<br>③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。 |         |
| 役 員 の 保 有 状 況                              | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数                            | 5,160個   | 新株予約権の数                                                                                                                                 | 900個    |
|                                            |                     | 目的となる株式数                           | 516,000株 | 目的となる株式数                                                                                                                                | 90,000株 |
|                                            |                     | 保有者数                               | 1名       | 保有者数                                                                                                                                    | 2名      |
|                                            | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数                            | 一個       | 新株予約権の数                                                                                                                                 | 一個      |
|                                            |                     | 目的となる株式数                           | 一株       | 目的となる株式数                                                                                                                                | 一株      |
|                                            |                     | 保有者数                               | 一名       | 保有者数                                                                                                                                    | 一名      |
|                                            | 監 査 役               | 新株予約権の数                            | 一個       | 新株予約権の数                                                                                                                                 | 一個      |
|                                            |                     | 目的となる株式数                           | 一株       | 目的となる株式数                                                                                                                                | 一株      |
|                                            |                     | 保有者数                               | 一名       | 保有者数                                                                                                                                    | 一名      |

|                                             |                     | 第 8 回 新 株 予 約 権                                                                                                                         | 第 9 回 新 株 予 約 権                                                                                                                         |
|---------------------------------------------|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                                   |                     | 2019年6月14日                                                                                                                              | 2021年3月31日                                                                                                                              |
| 新 株 予 約 権 の 数                               |                     | 420個                                                                                                                                    | 505個                                                                                                                                    |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数         |                     | 普通株式 42,000株<br>(新株予約権 1 個につき 100株)                                                                                                     | 普通株式 50,500株<br>(新株予約権 1 個につき 100株)                                                                                                     |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                         |                     | 新株予約権と引換えに払込は要しない                                                                                                                       | 新株予約権と引換えに払込は要しない                                                                                                                       |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 |                     | 新株予約権 1 個当たり 13,000円<br>(1 株当たり 130円)                                                                                                   | 新株予約権 1 個当たり 35,000円<br>(1 株当たり 350円)                                                                                                   |
| 権 利 行 使 期 間                                 |                     | 2021年6月15日から<br>2029年6月14日まで                                                                                                            | 2023年4月 1日から<br>2031年3月31日まで                                                                                                            |
| 行 使 の 条 件                                   |                     | ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役の地位を有していなければならない。<br>②当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場されていないと認めなければならない。<br>③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。 | ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役の地位を有していなければならない。<br>②当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場されていないと認めなければならない。<br>③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。 |
| 役 員 の 保 有 状 況                               | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 420個<br>目的となる株式数 42,000株<br>保有者数 1 名                                                                                            | 新株予約権の数 480個<br>目的となる株式数 48,000株<br>保有者数 3 名                                                                                            |
|                                             | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名                                                                                                    | 新株予約権の数 25個<br>目的となる株式数 2,500株<br>保有者数 1 名                                                                                              |
|                                             | 監 査 役               | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名                                                                                                    | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名                                                                                                    |

(注) (1)新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を行使することができない。

(a)行使価額を下回る価格を対価とする当社の普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。

(b)本新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

- (c)本新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。
  - (d)本新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日としてDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議の上、判断するものとする。）。
- (2)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - (3)各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

#### (4) 会社役員の状況

##### ① 取締役及び監査役の状況（2023年7月31日現在）

| 会社における地位  | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                   |
|-----------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 | 阪 口 琢 夫 | CEO<br>MFアセット株式会社 代表取締役                                                                                                   |
| 取 締 役     | 高 橋 昌 樹 | COO                                                                                                                       |
| 取 締 役     | 伊 藤 享 弘 | 管理本部長                                                                                                                     |
| 取 締 役     | 木 村 卓 司 | コンサルティング本部長                                                                                                               |
| 取 締 役     | 曾 山 明 彦 | 株式会社エグゼクティブ・アライアンス 代表取締役<br>東北大学 客員特任教授<br>一般社団法人ライフサイエンス・イノベーション・ネットワーク・ジャパン 常務理事                                        |
| 取 締 役     | 斉 藤 祐 子 | グーグル合同会社 プライバシー & Chrome パートナ<br>ーシップ 部長                                                                                  |
| 常 勤 監 査 役 | 菅 野 次 男 |                                                                                                                           |
| 監 査 役     | 恩 田 学   | 株式会社GTM総研 代表取締役副社長<br>GTM税理士法人 代表社員<br>株式会社GTMコンサルティング 代表取締役社長<br>株式会社東阪企画 監査役<br>株式会社Jストリーム 社外監査役<br>応用技術株式会社 取締役（監査等委員） |
| 監 査 役     | 平 石 孝 行 | スプリング法律事務所 パートナー                                                                                                          |

- (注) 1. 取締役曾山明彦氏及び斉藤祐子氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役菅野次男氏、監査役恩田学氏及び平石孝行氏は、社外監査役であります。
3. 当事業年度中の重要な兼職の異動について  
取締役曾山明彦氏は、2023年3月31日付で東京大学工学部の非常勤講師を退任いたしました。  
監査役平石孝行氏は、2022年8月26日付で大和証券オフィス投資法人の監査役員を退任いたしました。
4. 監査役恩田学氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役曾山明彦氏、常勤監査役菅野次男氏、監査役恩田学氏及び監査役平石孝行氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

③ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役及び当社監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反に起因する損害賠償請求の場合には填補の対象としないこととしております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。また取締役会は、取締役の個人別の報酬の決定に関して、当該方針に基づき、当社が任意に設置する社外役員（社外取締役及び社外監査役）が構成員の過半数を占める報酬委員会に、株主総会において決定された報酬総額の範囲内で委任しております。委任した理由は、個人別の報酬決定に関する手続きの妥当性や審議プロセスの透明性・実効性を担保し、もって取締役会の監督機能を向上させ、コーポレートガバナンス機能の更なる充実を図るためであります。2023年7月期の取締役報酬については、2022年10月26日に開催した報酬委員会において検討・協議の上、報酬額を決定しており、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合するものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりです。

a. 取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

b. 取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

現金による固定金銭報酬のみとする。

c. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

毎月同額を支給する。

d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

当社が任意に設置する報酬委員会において内容を決定する。

なお、報酬委員会構成員は次のとおりであります。各氏の担当は、「①取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

代表取締役 阪口 琢夫 取締役 伊藤 享弘

社外取締役 曾山 明彦 社外取締役 斉藤 祐子

常勤社外監査役 菅野 次男 社外監査役 恩田 学 社外監査役 平石 孝行

また、監査役の報酬額は、株主総会において決定された報酬総額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。2023年7月期の監査役報酬については、2021年10月14日に開催した監査役会において検討・協議の上、報酬額を決定しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分              | 報酬等の総額              | 報酬等の種類別の総額          |            |            | 対象となる<br>役員の員数 |
|------------------|---------------------|---------------------|------------|------------|----------------|
|                  |                     | 基本報酬                | 業績連動報酬等    | 非金銭報酬等     |                |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 84,434千円<br>(5,250) | 84,434千円<br>(5,250) | -千円<br>(-) | -千円<br>(-) | 6名<br>(2)      |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 12,000<br>(12,000)  | 12,000<br>(12,000)  | -<br>(-)   | -<br>(-)   | 3<br>(3)       |
| 合 計<br>(うち社外役員)  | 96,434<br>(17,250)  | 96,434<br>(17,250)  | -<br>(-)   | -<br>(-)   | 9<br>(5)       |

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2020年10月28日開催の第18期定時株主総会において年額300,000千円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は1名）です。
2. 監査役の金銭報酬の額は、2020年10月28日開催の第18期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は3名）です。

ハ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金  
該当事項はありません。

ニ. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役曾山明彦氏は、株式会社エグゼクティブ・アライアンスの代表取締役、東北大学の客員特任教授及び一般社団法人ライフサイエンス・イノベーション・ネットワーク・ジャパンの常務理事であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役斉藤祐子氏は、グーグル合同会社のプライバシー & Chrome パートナースhip部長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役恩田学氏は、株式会社G T M総研の代表取締役副社長、G T M税理士法人の代表社員、株式会社G T Mコンサルティングの代表取締役社長、株式会社東阪企画の監査役、株式会社Jストリームの社外監査役及び応用技術株式会社の取締役（監査等委員）でありま

す。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

- ・ 監査役平石孝行氏は、スプリング法律事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

|     |         | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役<br>に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 曾 山 明 彦 | <p>当事業年度に開催された取締役会16回中16回全てに出席し、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また経営戦略・経営管理の観点及び株主視点から当社経営に活発に助言を行うなど、当社の一層の経営の透明性確保に貢献すると共に持続的な企業価値の向上に向けて経営の監督を行いました。</p> <p>また、報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された同委員会2回中1回に出席し、客観的・中立的な立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>                     |
| 取締役 | 斉 藤 祐 子 | <p>2022年10月26日就任後当事業年度に開催された取締役会12回中12回全てに出席し、事業開発や事業投資に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また経営戦略・経営管理の観点及び株主視点から当社経営に活発に助言を行うなど、当社の一層の経営の透明性確保に貢献すると共に持続的な企業価値の向上に向けて経営の監督を行いました。</p> <p>また、報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された同委員会2回中2回全てに出席し、客観的・中立的な立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p> |
| 監査役 | 菅 野 次 男 | <p>当事業年度に開催された取締役会16回中16回全てに、また監査役会14回中14回全てに出席し、取締役会においては事業会社における監査役の経験と幅広い見識に基づき発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしており、監査役会においては、議長として議案の審議等に関して適宜必要な発言を行っております。</p> <p>また、報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された同委員会2回中2回全てに出席し、客観的・中立的な立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>                                         |

|     |         | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                                                       |
|-----|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役 | 恩 田 学   | <p>当事業年度に開催された取締役会16回中15回に、また監査役会14回中14回全てに出席し、取締役会においては税理士としての豊富な経験と専門的知識に基づき発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしており、監査役会においては財務・会計等に関して適宜必要な発言を行っております。</p> <p>また、報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された同委員会2回中2回全てに出席し、客観的・中立的な立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>       |
| 監査役 | 平 石 孝 行 | <p>当事業年度に開催された取締役会16回中16回全てに、また監査役会14回中14回全てに出席し、取締役会においては弁護士としての豊富な経験と専門的知識に基づき発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしており、監査役会においてはコンプライアンス向上に関して適宜必要な発言を行っております。</p> <p>また、報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された同委員会2回中2回全てに出席し、客観的・中立的な立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p> |

## (5) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 17,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 17,000   |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

##### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び従業員が、会社業務の遂行における不正又は違法行為等を防止し、当社の社会的信頼度の向上と経営の安定化を図るため、「コンプライアンス規程」その他関連社内規程を整備の上、その周知徹底を図るとともに、随時、必要な教育や啓発を行う。
- (2) コンプライアンス経営の確保を目的として、「社内通報に関する規程」を定め、外部の顧問弁護士等を通報窓口とする内部通報制度を整備し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。
- (3) 財務報告に係る内部統制について、社内の責任体制等を明確にし、財務報告の信頼性を確保する。
- (4) 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
- (5) 内部監査担当部門は、「内部監査規程」に基づく内部監査を通じて、監査対象部門の業務の適法性及び定款・諸規程等の社内ルールへの準拠性を調査する。
- (6) 「反社会的勢力対応規程」を定め、反社会的勢力との一切の関係遮断、不当要求の拒絶のための体制を整備する。

##### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会における意思決定に係る情報、代表取締役の重要な決裁に係る情報については、法令・定款及び社内規程等に基づき、その保存媒体に応じた適切な状態で保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

##### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」を定め、発生し得るリスクの発生防止に係る管理体制の整備、発生したリスクへの対応策等を行う。
- (2) 不測の事態が発生した場合には、対策本部を設置し、必要に応じて外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、被害・損失の拡大を防止し、これを最小限にとどめるための体制を整備する。
- (3) 監査役及び内部監査担当部門は、当社及び子会社におけるリスク管理体制を監査する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役会と取締役及び執行役員をもって構成する経営会議を意思決定・監督機関と位置付け設置する。経営会議は、取締役会付議事項の事前協議、取締役会決議事項の事後報告等を行う。
  - (2) 取締役会及び経営会議の運営及び付議事項等を定めた「取締役会規程」及び「経営会議規程」を制定する。
  - (3) 中期事業計画は経営会議、取締役会を経て策定され、それらに沿った事業戦略及び諸施策を図る。また、社内の指揮・命令系統の明確化及び責任体制の確立を図るため、業務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社は、当社が定める「関係会社管理規程」に基づく管理基本方針において、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求める。
  - (2) 当社は、子会社が各社固有の事情を踏まえた実効性のある法令等遵守体制を構築できるよう推進し、コンプライアンス上の重要事項については適宜報告を求める。
  - (3) 当社の監査役及び内部監査担当部門は、子会社の業務の適正性について調査する。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (1) 当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
  - (2) 当社の各部門及び子会社は、業務遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。
- ⑦ 監査役の職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項、及び当該従業員への指示の実効性確保に関する事項
- (1) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、適宜、専任又は兼任による従業員を置くこととする。
  - (2) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員の任命、異動、評価、懲戒、賃金等の改定に関しては、監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該従業員の取締役及び他の従業員からの独立性を確保する。
  - (3) 監査役の職務を補助すべき従業員に関し、監査役の指揮命令に従う旨を取締役及び他の従業員に周知徹底する。

- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
- (1) 取締役及び執行役員は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査役に、必要の都度、遅滞なく報告する。
  - (2) 取締役、執行役員及び従業員は、監査役が事業の報告を求めた場合、又は監査役が当社グループの業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ確に対応する。
  - (3) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼした事実又は及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。
- ⑨ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。
- ⑩ 監査役の仕事の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の仕事の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用を支払うものとする。
- ⑪ その他監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役の仕事機能の向上のため、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を考慮する。
  - (2) 監査役は、取締役の仕事執行の監査及び監査体制の整備のため、必要に応じ代表取締役、会計監査人、内部監査担当部門等と情報・意見交換等を行い、緊密な連携を図る。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 「取締役会規程」に基づき、毎月1回の定期取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、月次決算及び業務執行に係る報告がなされており、取締役が相互に業務執行状況の監視・監督を行っております。
- ② 「監査役会規程」に基づき、毎月1回の定期監査役会及び必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会においては、監査計画の策定及びその実施状況について情報を共有しております。監査役は、毎期策定される監査計画書に基づき、取締役会を含む重要な会議への出席、実地監査、意見聴取を行い、内部統制システムの整備・運用状況を中心に業務活動全般にわたり監査を実施しております。また、会計監査人及び内部監査担当と定期的に意見交換を行い、より実効性の高い監査の実施に努めております。
- ③ 内部監査担当は、毎期内部監査計画を策定し、当該計画に基づき全部門対象とした内部監査を実施しており、より実効性の高い監査体制を実現するため定期的に監査役、会計監査人との意見交換を行っております。また、内部監査の結果については、代表取締役社長へ都度報告するとともに、改善状況に関するフォローアップも行っております。

## 4. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は定めておりません。

## 連結貸借対照表

(2023年7月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額              | 科 目                  | 金 額              |
|--------------------|------------------|----------------------|------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>   |                  | <b>(負 債 の 部)</b>     |                  |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>1,147,428</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>316,694</b>   |
| 現金及び預金             | 786,378          | 買掛金                  | 60,936           |
| 売掛金及び契約資産          | 222,817          | 1年内返済予定の長期借入金        | 27,444           |
| 商 品                | 1,892            | 未払金                  | 69,820           |
| 仕 掛 品              | 2,928            | 未払消費税等               | 6,272            |
| 前払費用               | 74,492           | 契約負債                 | 83,184           |
| その他                | 60,025           | 賞与引当金                | 33,407           |
| 貸倒引当金              | △1,106           | その他                  | 35,629           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>171,443</b>   | <b>固 定 負 債</b>       | <b>68,404</b>    |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>82,696</b>    | 長期借入金                | 52,015           |
| 建 物                | 53,275           | 資産除去債務               | 16,389           |
| 工 具 器 具 備 品        | 29,420           | <b>負 債 合 計</b>       | <b>385,099</b>   |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>2,413</b>     | <b>(純 資 産 の 部)</b>   |                  |
| 商 標 権              | 407              | <b>株 主 資 本</b>       | <b>933,913</b>   |
| ソ フ ト ウ エ ア        | 2                | 資 本 金                | 146,462          |
| ソフトウェア仮勘定          | 2,004            | 資 本 剰 余 金            | 189,083          |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>86,333</b>    | 利 益 剰 余 金            | 598,475          |
| 敷 金                | 72,993           | 自 己 株 式              | △107             |
| 繰延税金資産             | 11,804           | その他の包括利益累計額          | △1,431           |
| その他                | 2,525            | 為替換算調整勘定             | △1,431           |
| 貸倒引当金              | △990             | 新 株 予 約 権            | 1,290            |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>1,318,871</b> | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>933,772</b>   |
|                    |                  | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>1,318,871</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2022年8月1日から  
2023年7月31日まで)

(単位：千円)

| 科   | 目     | 金      | 額         |
|-----|-------|--------|-----------|
| 売上  | 高価    |        | 2,190,968 |
| 売上  | 原価    |        | 1,603,238 |
| 販売費 | 総利益   |        | 587,730   |
| 営業費 | 一般管理費 |        | 535,392   |
| 営業外 | 利益    |        | 52,337    |
| 受取  | 利息    | 10     |           |
| 補助  | 金     | 18     |           |
| 為替  | 差     | 761    |           |
| 雑   | 収入    | 685    | 1,475     |
| 営業外 | 費用    |        |           |
| 支払  | 利息    | 604    |           |
| 支   | 料     | 71     |           |
| 雑   | 損失    | 352    | 1,028     |
| 経常  | 利益    |        | 52,784    |
| 特別  | 損失    |        |           |
| 固定  | 資産    | 155    |           |
| 事業  | 所     | 2,005  | 2,160     |
| 税金  | 等調整   |        |           |
| 法人  | 税     | 6,823  |           |
| 法人  | 税     | 14,977 | 21,800    |
| 当期  | 純利益   |        | 28,822    |
| 親会社 | 株主に   |        | 28,822    |
| 株主に | 帰属する  |        |           |
| 当期  | 純利益   |        | 28,822    |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2022年8月1日から)  
(2023年7月31日まで)

(単位：千円)

|                          | 株 主 資 本 |           |           |         | 株主資本合計  |
|--------------------------|---------|-----------|-----------|---------|---------|
|                          | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 |         |
| 当連結会計年度期首残高              | 145,683 | 188,304   | 569,652   | △107    | 903,533 |
| 当連結会計年度変動額               |         |           |           |         |         |
| 新株の発行                    |         |           |           |         | -       |
| 新株の発行(新株予約権の行使)          | 778     | 778       |           |         | 1,557   |
| 自己株式の取得                  |         |           |           |         | -       |
| 親会社株主に帰属する当期純利益          |         |           | 28,822    |         | 28,822  |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) |         |           |           |         |         |
| 当連結会計年度変動額合計             | 778     | 778       | 28,822    | -       | 30,379  |
| 当連結会計年度末残高               | 146,462 | 189,083   | 598,475   | △107    | 933,913 |

|                          | その他の包括利益累計額 |               | 新株予約権 | 純資産合計   |
|--------------------------|-------------|---------------|-------|---------|
|                          | 為替換算調整勘定    | その他の包括利益累計額合計 |       |         |
| 当連結会計年度期首残高              | △1,525      | △1,525        | 1,290 | 903,298 |
| 当連結会計年度変動額               |             |               |       |         |
| 新株の発行                    |             |               |       | -       |
| 新株の発行(新株予約権の行使)          |             |               |       | 1,557   |
| 自己株式の取得                  |             |               |       | -       |
| 親会社株主に帰属する当期純利益          |             |               |       | 28,822  |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) | 94          | 94            |       | 94      |
| 当連結会計年度変動額合計             | 94          | 94            | -     | 30,473  |
| 当連結会計年度末残高               | △1,431      | △1,431        | 1,290 | 933,772 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 1社
- ・ 主要な連結子会社の名称 Delivery International Thai Co., Ltd.

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Delivery International Thai Co., Ltd.の決算日は6月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を作成し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等…移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

・ 商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・ 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

## ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法を、在外連結子会社は定額法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|        |        |
|--------|--------|
| 建 物    | 5年～18年 |
| 工具器具備品 | 5年～15年 |

### ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

#### ・ 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### ・ その他の無形固定資産

定額法によっております。

## ③ 重要な引当金の計上基準

### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

## ④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、以下のとおりであります。

### イ. 請負契約にかかる取引

システムの設計や開発といった履行義務を負い、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、当該進捗度に応じ一定の期間にわたり収益を認識しております。ただし、開発期間がごく短い場合については顧客の検収を受けた時点で収益を認識しております。

### ロ. 準委任契約にかかる取引

当社グループから提供されるコンサルティングサービスやSEサービスなどの役務提供に関し業務を遂行する履行義務を負い、契約期間にわたり収益を認識しております。

### ハ. ライセンス契約にかかる取引

ライセンス料等のサービスを提供する履行義務を負い、契約期間にわたり収益を認識しております。

## 二. 物販契約にかかる取引

他社が作成した製品を仕入れ、顧客に引き渡す履行義務を負い、製品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

### ⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|        |          |
|--------|----------|
| 繰延税金資産 | 11,804千円 |
|--------|----------|

### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産が減少又は増加し、この結果、税金費用が増減する可能性があります。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 45,766千円

(2) 財務制限条項

当社グループは株式会社りそな銀行と長期借入金契約を結んでおります。この契約には、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合には、利息の割合が変更されることとなります。

各事業年度の決算期の末日における単体の純有利子負債EBITDA倍率が、一度でも10倍を超えた場合、もしくはマイナスの値となったとき。（ただし、純有利子負債がマイナスの値の場合を除く）

(3) 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は以下のとおりであります。

|         |           |
|---------|-----------|
| 当座貸越極度額 | 200,000千円 |
| 借入実行残高  | —         |
| 差引額     | 200,000千円 |

### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 4,680,600株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 857,600株

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については、銀行等金融機関からの借入によっております。

なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払消費税等は、ほとんど2ヶ月以内に決済が到来するものであります。長期借入金は、経営安定化のため市中金融機関より運転資金として借入れており、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）及び金利変動による市場リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ロ. 市場リスクの管理

借入金については、支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

##### ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各事業部からの報告に基づき財務経理部が毎月資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年7月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」、「買掛金」、「未払金」及び「未払消費税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから注記を省略しております。

|                 | 連結貸借対照表計上額 | 時        | 価 | 差      | 額 |
|-----------------|------------|----------|---|--------|---|
| 敷 金             | 72,993千円   | 72,451千円 |   | △542千円 |   |
| 資 産 計           | 72,993     | 72,451   |   | △542   |   |
| 長 期 借 入 金 ( ※ ) | 79,459     | 79,065   |   | △393   |   |
| 負 債 計           | 79,459     | 79,065   |   | △393   |   |

※ 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含みます。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

敷金

時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値によっております。

負債

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 市場価格のない株式等

| 区分    | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 3千円        |
| 出資金   | 1,510      |

これらについては、市場価格がないことから、時価開示の対象としておりません。

3. 借入金の連結決算日後の返済予定額

|       | 1年以内     | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|-------|----------|-------------|--------------|------|
| 長期借入金 | 27,444千円 | 52,015千円    | —            | —    |

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分    | 時価   |          |      |          |
|-------|------|----------|------|----------|
|       | レベル1 | レベル2     | レベル3 | 合計       |
| 敷金    | —    | 72,451千円 | —    | 72,451千円 |
| 資産 計  | —    | 72,451   | —    | 72,451   |
| 長期借入金 | —    | 79,065   | —    | 79,065   |
| 負債 計  | —    | 79,065   | —    | 79,065   |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金

時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた割引現在価値法により算定しており、レベル2の評価に分類しております。

## 6. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

|                    | デジタルトランスフォーメーション事業 |
|--------------------|--------------------|
| 一時点で移転されるサービス      | 71,093千円           |
| 一定の期間にわたり移転されるサービス | 2,119,874          |
| 顧客との契約から生じる収益      | 2,190,968          |
| その他の収益             | －                  |
| 外部顧客への売上高          | 2,190,968          |

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4)会計方針に関する事項④重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ①契約資産及び契約負債の残高等

|                     | 当連結会計年度   |
|---------------------|-----------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 193,265千円 |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 222,817   |
| 契約資産（期首残高）          | －         |
| 契約資産（期末残高）          | －         |
| 契約負債（期首残高）          | 66,477    |
| 契約負債（期末残高）          | 83,184    |

契約資産は、主に、ソフトウェア開発に係る請負契約において金額の重要性が高いものについて、期末日時点で成果の確実性が認められるが未請求のものに係る対価に対する権利であります。契約資産は顧客による検収が終了し請求した時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に、契約期間に応じて収益を認識するソフトウェアのライセンス料等に係る顧客からの前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、66,477千円であります。

#### ②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

**7. 1株当たり情報に関する注記**

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産   | 199円23銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 6円17銭   |

**8. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2023年7月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目            | 金 額              |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>  |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,121,777</b> | <b>流動負債</b>    | <b>310,969</b>   |
| 現金及び預金          | 773,075          | 買掛金            | 57,890           |
| 売掛金及び契約資産       | 204,067          | 1年内返済予定の長期借入金  | 27,444           |
| 仕掛品             | 2,928            | 未払金            | 69,150           |
| 前払費用            | 73,082           | 未払消費税等         | 6,272            |
| 前払金             | 1,824            | 未払費用           | 24,909           |
| 関係会社短期貸付金       | 19,300           | 契約負債           | 82,299           |
| その他             | 48,721           | 預り金            | 9,337            |
| 貸倒引当金           | △1,222           | 賞与引当金          | 33,407           |
| <b>固定資産</b>     | <b>191,673</b>   | その他            | 257              |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>81,955</b>    | <b>固定負債</b>    | <b>68,404</b>    |
| 建物              | 53,275           | 長期借入金          | 52,015           |
| 工具器具備品          | 28,680           | 資産除去債務         | 16,389           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>2,411</b>     | <b>負債合計</b>    | <b>379,374</b>   |
| 商標権             | 407              | <b>(純資産の部)</b> |                  |
| ソフトウェア仮勘定       | 2,004            | <b>株主資本</b>    | <b>932,786</b>   |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>107,306</b>   | <b>資本金</b>     | <b>146,462</b>   |
| 投資有価証券          | 3                | <b>資本剰余金</b>   | <b>191,335</b>   |
| 関係会社株式          | 2,047            | 資本準備金          | 145,462          |
| 出資金             | 1,510            | その他資本剰余金       | 45,873           |
| 長期前払費用          | 21               | <b>利益剰余金</b>   | <b>595,096</b>   |
| 関係会社長期貸付金       | 20,190           | その他利益剰余金       | 595,096          |
| 敷金              | 71,720           | 繰越利益剰余金        | 595,096          |
| 繰延税金資産          | 11,933           | <b>自己株式</b>    | <b>△107</b>      |
| 破産更生債権等         | 990              | <b>新株予約権</b>   | <b>1,290</b>     |
| 貸倒引当金           | △1,111           | <b>純資産合計</b>   | <b>934,076</b>   |
| <b>資産合計</b>     | <b>1,313,450</b> | <b>負債純資産合計</b> | <b>1,313,450</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2022年8月1日から  
2023年7月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上高          | 2,059,288 |
| 売上原価         | 1,502,934 |
| 売上総利益        | 556,353   |
| 販売費及び一般管理費   | 504,715   |
| 営業利益         | 51,637    |
| 営業外収益        |           |
| 受取利息         | 1,007     |
| 為替差益         | 3,082     |
| その他          | 22        |
| 営業外費用        |           |
| 支払利息         | 604       |
| 支払保険料        | 71        |
| 雑損           | 352       |
| 経常利益         | 54,721    |
| 特別損失         |           |
| 固定資産除却損      | 155       |
| 事務所移転費用      | 2,005     |
| 関係会社株式評価損    | 7,292     |
| 税引前当期純利益     | 45,268    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 6,823     |
| 法人税等調整額      | 14,905    |
| 当期純利益        | 23,540    |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2022年8月1日から  
2023年7月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |                |             |                               |             |      | 自己株式    | 株主資本<br>合計 |
|-------------------------|---------|-----------|----------------|-------------|-------------------------------|-------------|------|---------|------------|
|                         | 資本金     | 資 本 剰 余 金 |                |             | 利 益 剰 余 金                     |             |      |         |            |
|                         |         | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | そ の 他<br>利益剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |      |         |            |
| 当 期 首 残 高               | 145,683 | 144,683   | 45,873         | 190,556     | 571,555                       | 571,555     | △107 | 907,688 |            |
| 当 期 変 動 額               |         |           |                |             |                               |             |      |         |            |
| 新 株 の 発 行               |         |           |                |             |                               |             |      | -       |            |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使) | 778     | 778       |                | 778         |                               |             |      | 1,557   |            |
| 自 己 株 式 の 取 得           |         |           |                |             |                               |             |      | -       |            |
| 当 期 純 利 益               |         |           |                |             | 23,540                        | 23,540      |      | 23,540  |            |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 778     | 778       | -              | 778         | 23,540                        | 23,540      | -    | 25,097  |            |
| 当 期 末 残 高               | 146,462 | 145,462   | 45,873         | 191,335     | 595,096                       | 595,096     | △107 | 932,786 |            |

|                         | 新株予約権 | 純資産合計   |
|-------------------------|-------|---------|
| 当 期 首 残 高               | 1,290 | 908,978 |
| 当 期 変 動 額               |       |         |
| 新 株 の 発 行               |       | -       |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使) |       | 1,557   |
| 自 己 株 式 の 取 得           |       | -       |
| 当 期 純 利 益               |       | 23,540  |
| 当 期 変 動 額 合 計           | -     | 25,097  |
| 当 期 末 残 高               | 1,290 | 934,076 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

###### イ. 子会社株式

移動平均法による原価法

###### ロ. その他有価証券

・市場価格のない株式等…移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 5年～18年

工具器具備品 5年～15年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・商標権

定額法により、10年で償却しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、以下のとおりであります。

イ. 請負契約にかかる取引

システムの設計や開発といった履行義務を負い、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、当該進捗度に応じ一定の期間にわたり収益を認識しております。ただし、開発期間がごく短い場合については顧客の検収を受けた時点で収益を認識しております。

ロ. 準委任契約にかかる取引

当社から提供されるコンサルティングサービスやSEサービスなどの役務提供に関し業務を遂行する履行義務を負い、契約期間にわたり収益を認識しております。

ハ. ライセンス契約にかかる取引

ライセンス料等のサービスを提供する履行義務を負い、契約期間にわたり収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|        |          |
|--------|----------|
| 繰延税金資産 | 11,933千円 |
|--------|----------|

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類の連結注記表「2.会計上の見積りに関する注記 繰延税金資産の回収可能性 (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### 3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 42,210千円
- (2) 財務制限条項

当社は、株式会社りそな銀行と長期借入金契約を結んでおります。この契約には、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合には、利息の割合が変更されることとなります。

各事業年度の決算期の末日における単体の純有利子負債EBITDA倍率が、一度でも10倍を超えた場合、もしくはマイナスの値となったとき。（ただし、純有利子負債がマイナスの値の場合を除く）

- (3) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度の末日における当座貸越契約に係る借入未実行残高は以下のとおりであります。

|         |           |
|---------|-----------|
| 当座貸越極度額 | 200,000千円 |
| 借入実行残高  | —         |
| 差引額     | 200,000千円 |

### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|            |         |
|------------|---------|
| 営業取引による取引高 | 2,759千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 1,007千円 |

### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

|      |     |
|------|-----|
| 普通株式 | 76株 |
|------|-----|

## 6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                       |        |
|-----------------------|--------|
| 繰延税金資産                |        |
| 未払事業税                 | 970千円  |
| 未払事業所税                | 618    |
| 貸倒引当金                 | 714    |
| 賞与引当金                 | 12,742 |
| 関係会社株式評価損             | 3,292  |
| 資産除去債務                | 5,019  |
| フリーレント                | 2,477  |
| その他                   | 612    |
| 小計                    | 26,448 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △8,384 |
| 評価性引当額小計              | △8,384 |
| 繰延税金資産合計              | 18,064 |
| 繰延税金負債                |        |
| 未収事業税                 | △1,620 |
| 資産除去債務に対する除去費用        | △4,509 |
| 繰延税金負債合計              | △6,130 |
| 繰延税金資産の純額             | 11,933 |

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

|                    |        |
|--------------------|--------|
| 法定実効税率             | 30.62% |
| (調整)               |        |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 2.52   |
| 租税特別措置法上の税額控除      | △3.19  |
| 住民税均等割額            | 1.90   |
| 評価制引当額の増減          | 16.18  |
| その他                | △0.03  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率  | 48.00  |

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社及び関連会社等

| 種類             | 会社等の名称                                | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 | 関連当事者との関係              | 取引内容                    | 取引金額<br>(千円) | 科目    | 期末残高<br>(千円) |
|----------------|---------------------------------------|---------------------|------------------------|-------------------------|--------------|-------|--------------|
| 子会社            | Delivery International Thai Co., Ltd. | 所有<br>直接 99.9%      | 役員の兼任<br>資金の援助<br>業務委託 | システム運用等に係る業務委託<br>(注) 1 | 2,759        | 未払金   | 206          |
|                |                                       |                     |                        | 資金の貸付<br>(注) 2          | 22,125       | 短期貸付金 | 19,300       |
|                |                                       |                     |                        |                         |              | 長期貸付金 | 20,190       |
| 利息の受取<br>(注) 2 | 1,007                                 | その他流動資産             | 148                    |                         |              |       |              |

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額については、市場実勢を勘案して当社が希望条件を提示し、交渉の上で決定しております。
2. Delivery International Thai Co., Ltd.にプロジェクトファイナンスとして年利3.0%の条件で2022年10月に1,393千タイバーツ、2022年12月に1,961千タイバーツ、2023年2月に571千タイバーツ、2023年4月に456千タイバーツ及び2023年7月に1,140千タイバーツを貸し付けたものであります。なお、貸付条件については、市場実勢を勘案して当社が希望条件を提示し、交渉の上で決定しております。

## 8. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4)会計方針に関する事項④重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産   | 199円29銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 5円04銭   |

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年9月21日

株式会社デリバリーコンサルティング  
取締役会 御中

### 太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柏 木 忠 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 島 川 行 正 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社デリバリーコンサルティングの2022年8月1日から2023年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デリバリーコンサルティング及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、

当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではない

が、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年9月21日

株式会社デリバリーコンサルティング  
取締役会 御中

### 太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 柏 木 忠 ㊞  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 島 川 行 正 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社デリバリーコンサルティングの2022年8月1日から2023年7月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年8月1日から2023年7月31日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 各監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年9月21日

株式会社デリバリーコンサルティング 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 菅 野 次 男 ㊞

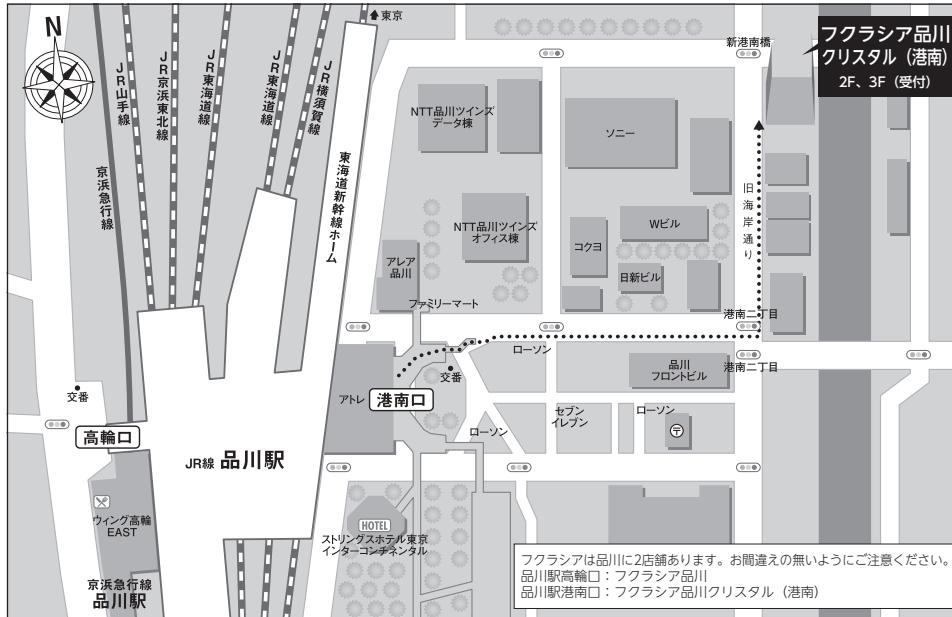
監査役（社外監査役） 平 石 孝 行 ㊞

監査役（社外監査役） 恩 田 学 ㊞

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区港南一丁目6番41号  
芝浦クリスタル品川 3F  
フクラシア品川クリスタル（港南） 会議室G  
TEL (03) 5542-1235



交通 JR線・京浜急行本線 品川駅 港南口 徒歩8分  
※駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場  
はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。